資料5

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」（案）

令和4年3月18日

北海道

再拡大防止対策

年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図る。

今後とも、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、医療提供体制の充実とワクチン接種の促進を図り、感染が再拡大する状況となった場合には、機動的に必要な対策を検討する。

オミクロン株の特徴に関する知見

（第76回（令和4年3月15日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード）

【感染性・伝播性】
オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日（デルタ株は約5日）に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】
国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会（換気が不十分な屋内や飲食の機会等）で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】
オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、現時点で分析されたオミクロン株による感染の致命率は、季節性インフルエンザの致命率よりも高いと考えられる。

【ワクチン効果】
初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下する。入院予防効果については、半年間は一定程度保たれているものの、その後50%以下に低下することが報告されている。一方で、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

【BA.2系統】
現在、BA.2系統への置き換わりが進んでいる。今後、感染者数の増加（減少）速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。

対象地域	全道域
期　間	令和4年3月22日（火）～4月17日（日）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

（日常生活において）

◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。特に不織布マスクを推奨する。（特措法第24条第9項）

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。（特措法第24条第9項）

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。（特措法第24条第9項）

（特に外出の際は）

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所はできる限り避けて行動する。（特措法第24条第9項）

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。（特措法第24条第9項）
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆春休みの旅行など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。（特措法第24条第9項）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

（特に歓送迎会など飲食の際は）

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。（特措法第24条第9項）

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。（特措法第24条第9項）

◆飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える。（特措法第24条第9項）

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控え、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。（協力依頼）

【事業者への要請・協力依頼①】

要請・協力依頼内容

（職場において）

◆業種別ガイドラインを遵守する。（特措法第24条第9項）

◆入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替わりを踏まえ、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意する。（協力依頼）

◆在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。（協力依頼）

◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画（BCP）の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。（協力依頼）

（飲食店等において）

◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。特に会話する時のマスク着用徹底を呼びかける。（特措法第24条第9項）

◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。（協力依頼）

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・協力依頼内容

（保育所、認定こども園、高齢者施設等において）

◆職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。（特措法第24条第9項）

◆保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、卒園式や入園式などの行事をはじめ、職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底する。（特措法第24条第9項）

◆高齢者施設等においては、レクリエーション時のマスクの着用、送迎時の窓開け、さらにはオンライン面会の実施など、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底する。（特措法第24条第9項）

【学校への要請】

要請内容	◆衛生管理マニュアルに基づき、卒業式や入学式などの行事をはじめ、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討する。（特措法第24条第9項） ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広な休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。（特措法第24条第9項） ◆集団宿泊的行事（修学旅行、宿泊学習等）は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。（特措法第24条第9項） ◆部活動は、活動（時間、人数、場所、内容）を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。（特措法第24条第9項） ◆教職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、春季休業期間等を活用して、希望する教職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。（特措法第24条第9項） ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、卒業式や入学式後における飲食など、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する。（特措法第24条第9項）

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率	○人数上限※1 5，000人 又は 収容定員50％以内のいずれか大きい方 ○収容率※1 ［100％以内］ 大声なし （席がない場合は適切な間隔） ［ 50％以内］ 大声あり※2（席がない場合は十分な間隔） 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉 ○人数上限 収容定員まで ○収容率 100％以内 ※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。	特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）
※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する
※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する（参加人数が5,000人超であって収容率50％超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出）

要請内容	主催者	◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。（特措法第24条第9項） ◆国の接触確認アプリ（COCOA）導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。（特措法第24条第9項）
	参加者	◆イベント前後の基本的な感染防止対策を徹底する。（協力依頼）

【公立施設】

公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。